

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

2050年カーボンニュートラル、2030年度削減目標の実現に向けて、**民間資金を呼び込む出資制度**を創設するとともに、**地方公共団体**に対する**財政上の措置**を講ずるため、これらの資金支援の法的基盤となる所要の規定を整備します。

■ 背景

事業者

- 世界のESG投資残高は2020年約4千兆円（4年間で1千兆円以上増加）※。世界のESG市場は拡大。
- 前例に乏しく事業性評価が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくいといった脱炭素事業への民間資金の呼び込みが必要。

地方公共団体

- ゼロカーボンシティ宣言を行う地方公共団体が拡大。
- 具体的なアクションへと結びつく例はまだ少なく、モデルとなる事例の創出が必要。

現状

本法案

出資制度を通じて脱炭素事業に民間資金を呼び込む資金支援をするための法的基盤を構築するとともに、国による地方公共団体への財政上の措置に関する規定を法的に位置づけ

※Global Sustainable Investment Alliance (2020), "Global Sustainable Investment Review 2020" 及び NPO法人日本サステナブル投資フォーラム サステナブル投資残高調査より

■ 主な改正内容

①出資制度の創設、監督等に関する規定整備

現 行

地域脱炭素投資促進ファンド

(令和3年度工賃特予算48億円)

※ 法律に位置付けられていない

エネルギー特別会計

環境大臣

(一社)グリーンファイナンス推進機構

出資等

金融機関・企業等

地域の再エネ事業等

(対象：エネルギー起源CO2削減に限定)

改 正 後

財投を活用した新たな出資制度に関する規定を整備

(令和4年度財投200億円)

財政投融資
(産業投資)

出資

金融機関・企業等

出資

環境大臣

各種認可
支援基準策定
監督・命令等

(株)脱炭素化支援機構

出資
債務保証
助言、調査等

金融機関・企業等

出資・融資

脱炭素化に資する事業

(対象：エネルギー起源CO2削減以外にも拡大)

資金支援により拡大する先進的な取組の想定例

(前回改正による再エネ促進区域も活用)

- 大規模・大多数の屋根上や農地型等の太陽光発電
- 地域共生・地域貢献型の再エネ事業
(地熱や中小水力、風力発電等)
- プラスチック等の資源循環
- 食品・廃材等バイオマスの利用
- 森林保全と木材・エネルギー利用



②地方公共団体に対する財政上の措置

現 行

規定なし

改 正 後

自治体への財政支援の努力義務を規定

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

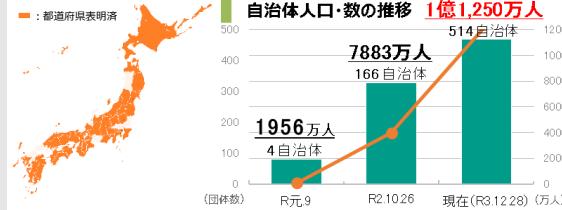
(新設)
再エネ
省エネ

各種取組の組み合わせ

複数年度
継続支援

ゼロカーボンシティ※の拡大

(※「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」表明自治体)



<改正法の施行期日：公布の日から3月以内で政令で定める日>

事業者や地方公共団体の取組を加速し、2050年カーボンニュートラルの実現へ
さらには、脱炭素技術の海外展開やグリーンビジネスの拡大、地方創生にも貢献